令和7年度使用

山梨県教科用図書採択に関する答申

令和6年5月

山梨県教科用図書選定審議会

諮問第一項

令和6年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

- 1 中学校用教科用図書の採択基準について
- 2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規 定による図書」の採択基準について

諮問第二項

教科用図書採択権者に供する採択参考資料について

- 1 中学校用教科用図書を採択する採択権者に供する採択参考資料について
- 2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」を採択する採択権者に供する採択参考資料について

諮問第三項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

- 1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について
- 2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について
- 3 採択の公正確保について

諮問第四項

県立特別支援学校(小学部及び中学部)の令和7年度使用教科用図書の採択について

諮問第一項

令和6年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

教科用図書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「同法施行令」並びに「同法施行規則」の示すことに基づくほか、次により行う。

- ・学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、県教育委員会の指導、助言 又は援助の下、十分な調査研究をした上で採択を行う。
- ・採択地区の市町村教育委員会(市町村の組合を含む。以下同じ)は、採択地区協議会を設け、 教科に関する専門的な観点から調査研究を実施し、採択を行う。
- ・採択権者は公正確保の徹底を図るとともに、自らの権限と責任において適正な採択を行う。

1 中学校用教科用図書の採択基準について

学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、生徒に生きる力を育むことを目指し、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できる内容や形式になっているか。

(1)内容

- ①内容が学習指導要領に照らして適切なものであること。
 - ・知識及び技能を確実に習得できるよう適切な内容が取り上げられていること。
 - ・知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成 することができるよう適切な内容が取り上げられていること。
 - ・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習及び指導ができるよう適切な配慮 がなされていること。
- ②内容が生徒の実態や地域の実情に応じ得るよう適切な配慮がなされていること。
 - ・心身の発達段階に適応しており、心身の健康や安全及び健全な情操の育成に必要な配慮がなされていること。
 - ・発展的な学習内容についての扱いが適切であること。
 - 生徒の生活や経験及び興味や関心に応じていること。
- ③内容の構成・配列が適切であること。
 - ・系統的、発展的に構成されており、その組織及び相互の関連は適切であること。
 - ・自主的な学習が進められるよう適切な配慮がなされていること。

(2)形式

- ①表記や表現が適切であること。
 - ・表現が生徒にとって分かりやすいこと。
 - ・文字、用語、記号、計量単位等の表記が適切であること。
 - ・挿絵、写真、図表、地図、統計資料等が信頼性のある適切なものであること。
- ②学習に必要な資料への配慮が適切になされていること。
 - ・資料が学習内容の理解や問題の解決に役立ち、学習意欲を喚起するように工夫され、 活用されやすいものであること。

2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定に よる図書」の採択基準について

学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じながら、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、生きる力を育むことができる内容や形式になっているか。

(1)内容

- ①内容が目標を達成させるために適切なものであること。
 - 知識及び技能を習得させるために適切な配慮がなされていること。
 - ・主体的に学習に取り組む態度を養うために適切な配慮がなされていること。
 - ・基礎的・基本的な内容が適切に取り上げられていること。
 - ・伝統や文化、環境についての学習が進められるよう配慮されていること。
- ②内容が児童生徒の実態や地域の実情に応じ得るよう適切な配慮がなされていること。
 - ・それぞれの児童生徒の障害の状態や発達段階に応じていること。
 - ・児童生徒の生活や経験及び興味や関心に応じていること。
- ③内容の組織・配列・分量が適切であること。
 - ・意欲的な学習が展開できるよう配慮されていること。

(2)形式

- ①表記や表現が適切であること。
 - ・表現が児童生徒にとって分かりやすいこと。
 - ・図形、挿絵、写真等が児童生徒にとって適切なものであること。
 - ・活字等の大きさ・字間・行間が読みやすく工夫されていること。
- ②装丁が適切であること。
 - ・本の大きさ、紙質等が工夫されていること。
 - ・製本、装丁が丈夫であること。

諮問第二項

教科用図書採択権者に供する採択参考資料について

1 中学校用教科用図書を採択する採択権者に供する採択参考資料について

(1)調査員

山梨県教科用図書選定審議会規則第4条の規定に基づき、専門的な調査研究を行うため、 調査員を置く。調査員は下の表の人数とする。

国	語	3人	理	科	3人	家	庭	2人
書	写	2人	音	楽	2人	英	語	4人
社	会	5人	美	術	2人	道	徳	4人
地	図	2人	保健体育		2人			
数	学	4人	技	術	2人			

(2)調査研究の内容

教科用図書採択権者に供する採択参考資料の作成

(3)調査研究に対する基本的な考え方

- ① 偏りのない公正な立場で調査研究を行う。
- ② 調査研究の資料を通して、教科用図書の特徴が明らかになるように配慮する。
- ③ 記述に当たっては、教科用図書の内容を具体的に取り上げるようにし、調査員の主観に 陥らないようにする。
- ④ 採択の関係者が、見やすく分かりやすいように配慮する。

(4)調査研究の観点

国 語

- (1) 言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成することができる内容であるか。
- (2) 内容の程度や学年間の関連が心身の発達段階に応じて配慮され、生徒の生活や経験及び 興味や関心に応じた内容であるか。
- (3) 〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕の「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」の構成・配列が適切であり、自主的な学習が進められるよう配慮されているか。
- (4) 文字や表記等が適切であり、我が国の言語文化を継承・発展させる態度を育成することへの配慮がなされているか。

書 写

- (1) 国語で正確に理解し適切に表現する上で必要となる「書写」の資質・能力を育成することができる内容であるか。
- (2) 内容の程度が心身の発達段階に応じて配慮されているか。
- (3) 「書写に関する事項」の構成・配列が適切であり、自主的な学習が進められるよう配慮されているか。
- (4) 文字や表記等が適切であり、学習に必要な写真や図表等の資料への配慮がなされているか。

社 会

- (1) 社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成することができる内容であるか。
- (2) 地域の実情に応じた学習を行うことができるよう配慮されており、生徒の生活や経験及び 興味や関心に応じた内容であるか。
- (3) 各内容の構成・配列が適切であり、自主的な学習が進められるよう配慮されているか。
- (4) 表記や表現、各種の資料が適切であり、資料が活用されやすいよう配慮されているか。

地 図

- (1) 調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けることができる内容であるか。
- (2) 地域や我が国の国土に関する地図や資料が適切に取り上げられているか。
- (3) 地図や資料の構成・配列が適切であり、自主的な学習が進められるよう配慮されているか。
- (4) 写真、挿絵、統計資料、地図等の表記や表現が適切であり、資料が活用されやすいよう 配慮されているか。

数学

- (1) 数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成することができる内容であるか。
- (2) 心身の発達段階に適応した数学的活動を行うことができるよう配慮されており、生徒の生活や経験及び興味や関心に応じた内容であるか。
- (3) 各領域の構成・配列が適切であり、自主的な学習が進められるよう配慮されているか。
- (4) 用語、式、図、表、グラフ等の表記や表現が適切であり、学習内容の理解や問題の解決に 役立つよう配慮されているか。

理科

- (1) 自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・ 能力を育成することができる内容であるか。
- (2) 安全に観察、実験、野外観察などを行うことができるよう配慮されており、生徒の生活や経験及び興味や関心に応じた内容であるか。
- (3) 「第1分野」と「第2分野」の構成・配列が適切であり、自主的な学習が進められるよう配慮されているか。
- (4) 挿絵、写真、図表等の内容が適切であり、学習内容の理解や問題の解決に役立つよう配慮されているか。

音楽

- (1) 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成することができる内容であるか。
- (2) 実践的・体験的な学習を行うことができるよう配慮されており、生徒の生活や経験及び興味や関心に応じた内容であるか。
- (3) 「A表現」と「B鑑賞」の構成・配列が適切であり、自主的な学習が進められるよう配慮 されているか。
- (4) 音楽の記号及び用語、図や写真、挿絵等が適切であり、自己のイメージや感情、生活や社会、文化などと関連付けやすいよう配慮されているか。

美術

- (1) 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の 美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成することができる内容であるか。
- (2) 個性を生かして活動することができるよう配慮されており、生徒の生活や経験及び興味や関心に応じた内容であるか。
- (3) 「A表現」と「B鑑賞」の構成・配列が適切であり、自主的な学習が進められるよう配慮されているか。
- (4) 表記や表現が適切であり、各ページの資料や紙面のデザイン等が学習意欲を喚起するよう 配慮されているか。

保健体育

- (1) 体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することができる内容であるか。
- (2) 心身の発達段階に適応した健康の課題や体育に関する科学的知識等が取り上げられており、生徒の生活や経験及び興味や関心に応じた内容であるか。
- (3) 内容の構成・配列が適切であり、自主的な学習が進められるよう配慮されているか。
- (4) 挿絵、写真、図表等が適切であり、健康や安全、体育への関心を高め、課題の解決に 役立つよう配慮されているか。

技術

- (1) 技術の見方・考え方を働かせ、ものづくりなどの技術に関する実践的・体験的な活動を通して、技術によってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を育成することができる内容であるか。
- (2) 問題解決的な学習が進められるよう配慮されており、生徒の興味や関心に応じた内容であるか。
- (3) 実習例、課題の構成・配列が適切であり、自主的な学習が進められるよう配慮されているか。
- (4) 写真、図表、資料等が適切であり、他の学習内容との関連を示すなど学習内容の理解や問題の解決に役立つよう配慮されているか。

家 庭

- (1) 生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を育成することができる内容であるか。
- (2) 家庭や地域との連携を図ることができるよう配慮されており、生徒の生活や経験及び興味や関心に応じた内容であるか。
- (3) 各内容の構成・配列が適切であり、自主的な学習が進められるよう配慮されているか。
- (4) 写真、図表、資料等が適切であり、他の内容や題材との関連を示すなど学習内容の 理解や問題の解決に役立つよう配慮されているか。

英 語

- (1) 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することができる内容であるか。
- (2) 内容の程度や学年間の関連が心身の発達に応じて配慮され、生徒の生活や経験及び興味や関心に応じた内容であるか。
- (3) 「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4技能の構成・配列が適切であり、自主的な学習が進められるよう配慮されているか。
- (4) 文字や記号等の表記が適切であり、資料が学習内容の理解に役立ち、学習意欲を喚起するよう配慮されているか。(1) 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することができる内容であるか。

道徳

- (1) 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・ 多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な 判断力、心情、実践意欲と態度を育てることができる内容であるか。
- (2) 心身の発達段階に適応した教材が取り上げられており、生徒の生活や経験及び興味や関心に応じた内容であるか。
- (3) 「A主として自分自身に関すること」「B主として人との関わりに関すること」「C 主として集団や社会との関わりに関すること」「D主として生命や自然、崇高なもの との関わりに関すること」の視点に含まれる全ての内容項目の構成・配列が適切であ り、自主的な学習が進められるよう配慮されているか。
- (4) 表記や表現、写真や挿絵等が適切であり、学習意欲を喚起するよう配慮されているか。
- 2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」を採択する採択権者に供する採択参考資料について

(1)調査員

山梨県教科用図書選定審議会規則第4条の規定に基づき、専門的な調査研究を行うため、 調査員を5人置く。

(2)調査研究の内容

教科用図書採択権者に供する採択参考資料の作成

- (3)調査研究に対する基本的な考え方
 - ① 偏りのない公正な立場で調査研究を行う。
 - ② 調査研究の資料を通して、教科用図書の特徴が明らかになるように配慮する。
 - ③ 記述に当たっては、教科用図書の内容を具体的に取り上げるようにし、調査員の主観に 陥らないようにする。
 - ④ 採択の関係者が、見やすく分かりやすいように配慮する。

(4)調査研究の観点

- ① 一人一人の児童生徒の障害の状態及び特性等に応じて、実際的で具体的な学習が進められるように、教材の選定などについて工夫されているか。
- ② 児童生徒の興味・関心を考慮し、学習意欲を引き出すような内容になっているか。
- ③ 児童生徒の生活や経験に基づいた内容であり、実際の生活に生かすことができるよう 配慮されているか。
- ④ 教材の分量・提示の仕方が適切であるか。
- ⑤ 表記・表現・装丁が適切であるか。

諮問第三項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

義務教育諸学校における採択権者は、自らの判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、採択を適切に行うこと。また、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすため、積極的に情報の公開に努めること。

1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について

(1)中学校用教科用図書を採択する場合

①採択地区協議会

採択地区に2以上の市町村教育委員会が存する場合、地区内の市町村は、教科用図書の 採択を行うため採択地区協議会を設置し、共同して調査研究を行う。

- ②採択地区協議会の構成
 - ア 採択地区協議会の委員は、地区内の市町村教育委員会の教育長及び市町村教育委員会 の連合体の代表をもって構成する。また、採択により広い視野からの意見を反映させ るため、地域の実情に応じて、保護者代表等を加えるよう努めること。
 - イ 採択地区協議会に会長及び副会長1名を置き、それぞれ委員の互選により選任する。
- ③採択地区協議会の所掌

地区内の市町村立の中学校において使用する教科用図書について協議して種目ごとに 一種類の教科用図書を決定する。

- ④教科用図書の調査研究
 - 採択地区協議会には、教科用図書の選定に必要な専門的事項について調査研究等を行う ための組織を置く。
- ⑤学校の意見

採択地区協議会は、各学校において展示会の開催中に行われた教科用図書の研究に 基づく希望意見等を参考にすることができる。

- ⑥教科用図書の選定の方法
 - 採択地区協議会において、最終的に、種目ごとに一種類の教科用図書を選定するための 具体的な手続きをあらかじめ定めておくこと。
- ⑦市町村教育委員会が単独で採択する場合 採択地区協議会に準じた組織を置いて適切に採択を行うこと。

(2) 特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会が協議して採択する場合

特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会は、各学校の実態を把握する中で、適切な教科用図書を採択する。

なお、市町村教育委員会は、それぞれ採択協議会を設置し、十分な調査研究を行うことが 望ましい。

2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について

採択の協議が整わない場合は、県教育委員会の指導助言を得て、再度協議して決定すること。

3 採択の公正確保について

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」並びに「同法施行に伴う事務処理に関する通知」に基づいて、県教育委員会は教科用図書採択に関する公正確保についての指導を行うこと。また、市町村教育委員会等各採択権者はそれを受け、教科用図書採択の公正確保に努めること。

(1)指導の方法及び内容について

①文書等による指導

「教科書採択における公正確保の徹底等について」等の文書指導を行い、県教育委員会及び市町村教育委員会を通して、各学校における公正確保についての趣旨徹底を図るようにすること。

②説明会等による指導

教科用図書採択に関する説明会等を通して、教科用図書採択の公正確保についての 趣旨徹底を図るようにすること。

③訪問、面接等による指導

指導主事による学校訪問等の折、教科用図書採択の公正確保についての趣旨徹底を 図るようにすること。

(2)情報公開について

採択事務の円滑な遂行及び採択の公正確保に支障を来さない範囲内で、採択結果及び その理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公開を行うこと。

諮問第四項

県立特別支援学校(小学部及び中学部)の令和7年度年度使用教科用図書の採択について

県教育委員会は、県立特別支援学校(小学部及び中学部)において使用する教科用図書について、学校ごとに校内調査委員会を設置し、教育委員会の示した資料を基に調査研究を行うよう指導し、その結果を参考にして、採択を行うものとする。